

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
◎高知県墓地対策要綱の一部改正 (食品・衛生課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 ()	3
公 告	
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコン一式の購入) の公告 (総務事務センター)	4

告 示

高知県告示第390号
 高知県墓地対策要綱（平成3年3月高知県告示第99号）の一部を次のように改正する。
 平成25年6月11日
 高知県知事 尾崎 正直

第1条中「、必要な」を「必要な」に、「墓地の適正な」を「、墓地の適正な」に改める。
 第2条中「第4条第3項」を「第5条第3項」に改める。
 第6条を削る。
 第5条第3項中「に規定する」を「に定める」に改め、同条を第6条とする。
 第4条第1項中「別記第1号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項第3号中「墓地設置予定場所」を「墓地の設置予定場所」に改め、同項第5号中「都市計画法第11条」を「都市計画法

（昭和43年法律第100号）第4条第5項」に改め、同条第2項中「当該墓地設置予定場所」を「当該墓地の設置予定場所」に改め、同条第3項中「に規定する」を「に定める」に、「別記第2号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第3号様式」を「別記第6号様式」に、「事業者」を「当該事業者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（墓地整備計画の事前周知）

第4条 事業者は、墓地を新設し、又は墓地の区域を変更しようとするときは、墓地整備計画を策定し、当該墓地整備計画を周辺の地域住民に周知するため、当該墓地の設置予定場所内及びその周辺の公衆の見やすい場所に当該墓地整備計画の概要を記載した別記第1号様式による標識を掲示するとともに、当該墓地整備計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、公営墓地及び個人墓地の設置については、この限りでない。

2 前項の規定による標識の掲示は、少なくとも同項の規定により説明会を開催する日の14日前から当該墓地整備計画に係る工事が完了する日までの間、これをしなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催するときは、当該説明会を開催する日の7日前までに、その旨を当該墓地の設置予定場所の隣接地の所有者、地域の町内会等の責任者その他周辺の地域住民に対して印刷物の配布その他適切な方法により周知しなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により標識を掲示したときは、同項の規定により説明会を開催する日の7日前までに、次に掲げる書類を添付した別記第2号様式による標識掲示届出書により当該墓地の設置予定場所を所管する保健所長に届け出なければならない。

(1) 墓地の設置予定場所の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした縮尺2,500分の1の図面
 (2) 標識を掲示した場所を記入した位置図
 (3) 標識並びに当該標識を掲示した場所及びその周辺の状況を明らかにした写真

5 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、次条第1項の規定により事前協議書を提出する日の前日までに、次に掲げる書類を添付した別記第3号様式による説明会開催報告書により当該墓地の設置予定場所を所管する保健所長に届け出なければならない。

(1) 説明会に参加した者の住所及び氏名を記入した名簿
 (2) 説明会において使用し、又は配付した資料
 (3) 前2号に掲げるもののほか、保健所長が必要であると認める書類

第7条第1項中「第4条に規定する事前協議書」を「第4条第4項の標識掲示届出書若しくは同条第5項の説明会開催報告書又は第5条第1項の事前協議書（以下この項において「標識掲示届

出書等」という。）」に、「に対し事前協議書」を「に対し標識掲示届出書等」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「事業者に対し」を「当該事業者に対し」に改め、同条第4項中「前項の」を「前項の規定による」に、「事業者」を「当該事業者」に改める。

第8条第2項中「当該機関」を「、当該関係機関」に改める。
 第10条第1項中「当該計画地」を「、当該計画地」に改める。
 第11条第2項中「前項の許可」を「、経営許可」に改める。
 別表第1中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、
 「5 宗教法人が主体的に行う事業であること。」
 を
 「5 宗教法人が主体的に行う事業であること。
 6 宗教法人法の規定により登記された主たる事務所又は従たる事務所を当該墓地の設置予定場所の町村内に有すること。」
 に改める。
 別表第2中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に、「自動車」を「、自動車」に改める。
 別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「第4条第3項」を「第5条第3項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。
 別記第2号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。
 別記第1号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に、
 「基（ m²）」
 を
 「区画（ m²）」
 に改め、同様式を別記第4号様式とし、同様式の前に次の3様式を加える。

別記

第1号様式 (第4条関係)

墓地整備計画のお知らせ					
計画予定場所					
計画予定場所の面積	新設	m ²	拡張	拡張面積 全面積	m ² m ²
計画区画数	新設	区画 (m ²)	拡張	追加区画数 全区画数	区画 (m ²) 区画 (m ²)
事業者 又は経営主体 (予定)	住所				
	氏名		電話番号		
設計者 (予定)	住所				
	氏名		電話番号		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
標識の掲示開始年月日	年 月 日				
この墓地整備計画についてのお問い合わせは、次の連絡先をお願いします。					
連絡先住所					
担当者氏名		電話番号			

備考 1 法人の場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は名称及び代表者の職・氏名を記載する。

2 標識の大きさは、縦80センチメートル、横90センチメートル以上とする。

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

標識掲示届出書

高知県墓地対策要綱第4条第4項の規定により、次のとおり墓地整備計画の事前周知のための標識の掲示について関係書類を添えて届け出ます。

計画予定場所					
計画予定場所の面積	新設	m ²	拡張	拡張面積 全面積	m ² m ²
計画区画数	新設	区画 (m ²)	拡張	追加区画数 全区画数	区画 (m ²) 区画 (m ²)
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
標識の掲示開始年月日	年 月 日				

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 墓地の設置予定場所の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした縮尺2,500分の1の図面
- 2 標識を掲示した場所を記入した位置図
- 3 標識並びに当該標識を掲示した場所及びその周辺の状況を明らかにした写真

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所
氏名 ㊞
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

説明会開催報告書

高知県墓地対策要綱第4条第5項の規定により、次のとおり墓地整備計画の事前周知のための説明会の開催について関係書類を添えて届け出ます。

計画予定場所					
計画予定場所の面積	新設	m ²	拡張	拡張面積 全面積	m ² m ²
計画区画数	新設	区画 (m ²)	拡張	追加区画数 全区画数	区画 (m ²) 区画 (m ²)
説明会の開催日時					
説明会の開催場所					
説明会の開催の周知方法					
事業者側の主な出席者					
説明会であった意見その他の状況					

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 説明会に参加した者の住所及び氏名を記入した名簿
- 説明会において使用し、又は配付した資料
- 1及び2に掲げるもののほか、保健所長が必要があると認める書類

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成25年6月11日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の高知県墓地対策要綱の規定は、この告示の施行の日においてこの告示による改正前の高知県墓地対策要綱第4条第3項の規定による事前審査の結果の通知がされていない事業者について適用し、同日前に当該通知がされた事業者については、なお従前の例による。

高知県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年4月1日	総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局後免町店 南国市後免町一丁目8-35 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成25年5月10日	有限会社西田順天堂 薬局 南国市大埗甲1705	ケアマネセンター白岩 香南市野市町東佐古727-2 居宅介護支援
平成25年5月12日	前田 芳彦	前田歯科矯正歯科 宿毛市萩原1番31号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定によ

り、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月 11 日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年 3 月 31 日	前田 芳久	前田歯科診療所 宿毛市萩原 1 番31号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 6 月 11 日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 組合の名称
清水第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
土佐清水市天神町11番 2 号
- 3 設立認可の年月日
平成 2 年11月13日
- 4 変更認可の年月日
平成25年 5 月 21 日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成25年 6 月 11 日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級
貴重品運搬警備業務 2 級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成25年 9 月 12 日（木）午前 9 時

- (2) 検定の実施場所
徳島県徳島市山城町東浜傍 1 番地
アスティとくしま
電話番号088-624-5111

- 3 検定の実施予定人員
10人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
(1) 検定の申請の受付期間
平成25年 8 月 5 日（月）から同月 9 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1 通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書

面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1 通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

- ウ 写真（検定の申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 枚
- (4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。

- (2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 室内用運動靴

- 9 その他
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

- 10 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 6 月 11 日

高知県知事 尾崎 正直

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 県立学校授業用パソコン一式 13組</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成26年3月19日</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p>	<p>高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年6月11日（火）から同年7月22日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成25年8月30日（金）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年8月29日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年7月22日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p>	<p>(7) 手續における交渉の有無 無</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要</p> <p>(9) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年7月22日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Details of items to be purchased: 13 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 30 August 2013</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 29 August 2013</p> <p>(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p>
--	--	---